

保険法立法時の想定と異なる実務の現状と今後の課題

－片面的強行規定に関する問題を中心に－

弁護士 嶋寺 基

1. はじめに

2010年に保険法が施行されてからすでに6年以上が経過し、保険会社においては保険法のルールに基づく実務が定着するとともに、保険金をめぐる訴訟の場面でも、徐々に保険法の下での裁判例が蓄積されつつある。

その一方で、保険法の施行直前に認可を受けた各社の約款の中には、保険法の考え方を正確に反映していないと思われる条項も見受けられる。また、各社の実務においても、約款条項の趣旨やその元となる保険法の規定を離れて、誤った約款の解釈に基づく運用が行われている場面に遭遇することも少なくない。

2. 片面的強行規定の意義

片面的強行規定は、保険法の規定よりも保険契約者側に不利な特約を無効とすることにより一種の約款規制としての機能を有するものであるが、保険契約者側の保護というイメージが先行し、片面的強行規定とされている保険法の規定については、保険契約者側に有利に（保険者側に不利に）解釈・適用しなければならないと誤解されていることが多い。

しかし、保険法の立法時に、片面的強行規定であることをもって保険契約者側に有利に解釈・適用しなければならないという議論が行われたことはなく、その後に拡大解釈されて誤った実務の運用につながっている点が懸念される。

3. 保険者による保険契約の解除

重大事由による解除については、濫用の防止という観点が強調され、必要以上に謙抑的な運用が行われているため、不正請求を防止するという本来の趣旨が十分実現できていない部分がある。また、保険契約が著しく重複しただけで

は重大事由による解除は認められないとする見解も見られるが、保険法の立法過程においては、著しい重複契約であることをもって保険契約の健全性を害すると考え、重大事由による解除の余地を認めることとしていたものである。

さらに、告知義務違反による解除についても、解除権阻却事由としての「保険者の過失不知」を必要以上に広く解し、解除権の行使を差し控える保険会社の運用が見られるほか、「保険媒介者による告知妨害」を保険法の規定よりも広く解釈して、保険者の解除権を制限する裁判例も一部に見られ、保険法立法時の想定よりも告知義務の制度が適切に機能していないことが懸念される。

4. 保険給付の履行期

保険給付の履行期は保険法で新設された規定であるが、本来は商品性に応じて個別に定められるべき延長事由やその日数が、商品性を問わずに一律のものとして約款で定められていたり、延長後の支払期限よりも前に調査が終了した場合に、調査終了時から保険会社は遅滞の責任を負うとする見解が見られるなど、保険法の趣旨と異なる解釈や運用が行われている部分がある。

5. 片面的強行規定の適用除外

保険法は企業分野の損害保険契約について片面的強行規定のルールを適用しないこととし、柔軟な商品設計を可能としているが、実際には家計保険とほぼ同一の条項が企業保険の約款にも置かれていることが多く、適用除外の趣旨が十分反映されていないという問題がある。

6. その他

保険法の立法後に、人身傷害保険における請求権代位、傷害保険の外来性等に関して最高裁の判断が示されている例もあり、また近時、運送・海商法の改正や民法の改正も進められるなど、保険法を取り巻く環境にも変化がみられるため、これらの環境変化に伴う課題についても若干の考察を行う。